

武蔵野市発注委託等及び財産の買入れ等に係る入札結果等の公表基準

(平成13年4月1日)

最終改正 平成14年4月1日

(目的)

第1条 この基準は、武蔵野市発注委託等及び財産の買入れ等に関する入札執行過程の透明性・客観性を高めることを目的とする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、武蔵野市が発注する委託等にあつては設計金額50万円を超え、賃借にあつては設計金額40万円を超え、財産の買入れにあつては設計金額80万円を超え、修繕及び印刷製本の請負にあつては設計金額50万円を超えるもので、競争入札の方法によるものとする。

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、次に定めるとおりとする。

- (1) 委託等及び賃借の場合は、入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額を入札結果(委託等)(第1号様式)により、財産の買入れ並びに修繕及び印刷製本の請負の場合は、入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに落札者名及び落札金額を入札結果(物品等)(第2号様式)により公表する。
- (2) 入札不調のため随意契約によることとした場合は、契約の相手方及び契約金額を、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約結果(委託等)(第3号様式)又は地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約結果(物品等)(第4号様式)により公表する。

(公表の時期)

第4条 公表の時期は、次に定めるとおりとする。

- (1) 第3条第1号に掲げる事項については、入札終了後、なるべく早期に公表するものとする。
- (2) 第3条第2号に掲げる事項については、契約の相手方及び契約金額の決定後、なるべく早期に公表するものとする。

(公表の場所)

第5条 公表の場所は、管財課カウンターとする。

(公表の方法)

第6条 公表の方法は、簿冊として管財課に備え、閲覧に供するものとする。

(公表の期間)

第7条 閲覧に供する期間は、公告又は指名通知をした日の属する年度及び翌年度とする。

(問い合わせ)

第8条 問い合わせに対する対応は、次に定めるとおりとする。

- (1) 公表していない事項についての問い合わせに対しては、応じないものとする。
- (2) 公表した事項についての問い合わせに対しては、閲覧の方法により公表している旨を伝えるものとする。

付 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

(様式 略)